平成２２年（フ）第５２４０号
神奈川県横浜市磯子区森が丘１丁目13―16―202
債務者　國分真利子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２４２号
東京都渋谷区笹塚１丁目59―６―３
債務者　小田切春雄
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２４７号
埼玉県入間郡毛呂山町大字葛貫1039―３
債務者　田中　啓一
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６４号
岡山市南区迫川762番地
債務者　増成　幸恵
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１号
熊本県八代市日奈久東町203番地２
債務者　谷川千鶴子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第２１号
熊本県山鹿市杉405番地
債務者　酒井　隆志
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
愛知県豊田市金谷町２丁目54番地　光召アパートち号
債務者　池田　陽一
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５１９７号
東京都江東区大島３丁目15―14―102
債務者　渡辺美保子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２０６号
東京都福生市大字福生887―12―103
債務者　王　　琇韻
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２０７号
埼玉県志木市柏町３丁目９―53―201
債務者　五十嵐郁絵
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２０８号
東京都武蔵野市境１丁目20―33　第１下田ハイツ
債務者　村田　淳子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２３３号
東京都武蔵野市緑町３丁目６―２　石田荘
債務者　栗原久仁子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２３４号
東京都杉並区和泉４丁目44―12
債務者　相澤　祥子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２４１号
東京都三鷹市井口２丁目２―10
債務者　梅田　雅一
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４７号
東京都武蔵野市吉祥寺本町３丁目９番18号布施方
債務者　深田　正一
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４９号
岡山県勝田郡勝央町豊久田703番地３
債務者　岸元　照昌
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部